## ポーランドにおける問題点と要望

	区分	経由団体**	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制·関 税·通関規制	日商	(1)	通関手続きの遅延	・原料資材の輸入通関に時間がかかる	・迅速な通関手配。	
14	税制	日商	(1)	税法の大幅かつ 頻繁な変更	・所得税目的で、多国籍グループ環境で運営されている企業の課税に関する主要な規制の変更、および関連当事者間の取引に関連する追加の税負担が生じている。	・事前の市場コンサルテーション後の規制変更、より時間をかけ検討された変更および、それらに対する市場の準備。	
		日機輸		VATに関する時 限立法	・2019年より時限立法: Split Payment※ (VAT規則)の義務化により、付加価値税の専用口座による支払いが求められている。同国で発生した付加価値を含む製品の税金は、他国においてもVAT専用口座での納税が求められる結果、分別作業増加、運転資金増加となっている。また時限立法であったが、コロナ禍で措置が継続しており、システム改修等の恒久対策も取りにくい。 ※純売上高用の口座とVAT用の口座を分離し、VAT部分は口座から直接納税されるスキーム。(継続)	<ul><li>・他国に輸出された製品まで同国の付加価値税管理を求める。</li><li>・時限立法は止めてほしく、簡素なルールとすることを求める。</li></ul>	
16	雇用	日機輸	(1)	Work Permit発 行・更新の遅れ	・弊社のみならず、各邦人企業が当地でWork Permitを取得する際、仮Permit発行から正Permit発行まで6ヶ月間の時間を要している。正Permit発行まで、シェンゲン国へ移動する際、航空機に搭乗出来ないリスクが有る。(不法就労労働者と見做され、空港航空会社カウンターで搭乗拒否を受ける場合が有る)(継続)・弊社のみならず、本邦企業が当地でWork Permitを取得する・更新する際、申し込みより6ヶ月以上の時間を要している。Permit取得および更新まで、シェンゲン国内で移動する際、航空機に搭乗出来ないリスクが有る。(不法就労労働者と見做され、搭乗する空港の航空会社カウンターで搭乗拒否を受ける可能性が有る。)2022年より改善が見られない。	<ul><li>手続きの迅速化をお願いしたい。</li><li>・手続きの迅速化をお願いしたい。</li></ul>	
		自動部品		滞在許可発行の遅れ	・現地入国後、滞在許可証の申請を行うも発行に1年以上かかっている。そのため、赴任前に取得したビザが失効してしまうため、日本へ一時帰国し、VISAの再更新を行わなければならない。	・手続きの敏速化。	
		日機輸		社会保障協定の 未締結	・社会保障協定が締結されていないため、駐在員の社会保障費は日本と駐 在諸国の2重に支払う必要があるため、日系企業の負担となっている。 (継続)	・2国間レベルの社会保障協定の交渉 を、EUレベルの交渉に引き上げる(個 別交渉の必要がなくなる)。	•International Social Security Agreement
25	政府調達	日商		公共入札での特 殊要件の要求	・公共入札が現地語のみでの対応しかなく、リファレンスに関し地理的領域が限定されている(例: EUのみ)。また西ヨーロッパで行われる入札と比較して特殊な要件が設けられている。(例:標準ソフトウェアの知的財産権の提供、契約責任限度額がない等)	・国際基準に則った特殊要件の撤廃、英語での入札図書対応適用。	
		日商	(2)	価格が焦点となる 公共入札	・入札において、総保有コストや環境面ではなく、価格(CAPEX)に焦点を 当てた評価基準が適用されている。(例えば、保守期間の延長、エネルギー効率性の入札ポイント評価が無い或いは少ない)	・価格以外の要因に対する入札にも着目 した公正な評価基準の適用。	